

郡山市農業労働賃金標準額改定会議設置要綱

平成4年12月24日制定

(目的)

第1条 農業就業構造並びに農業経営の改善を図り、農業労働力の確保と協定賃金の作成及び他産業就業対策など農村周辺の他産業労賃と農村の臨時雇賃金の不均衡の是正を目的に郡山市農業労働賃金標準額改定会議（以下「改定会議」という。）を設置する。

(会議)

第2条 改定会議は、郡山市農業労働賃金標準額に関する全ての事項について協議検討し必要に応じ標準額の改定について協議する。

(構成)

第3条 改定会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 郡山市農業委員会役員
- (2) 郡山市農林部園芸畜産振興課長
- (3) 福島さくら農業協同組合代表理事組合長
- (4) 福島県農業共済組合地区担当理事
- (5) 福島県農中農林事務所農業振興普及部長

(会議の招集)

第4条 郡山市農業委員会会長が必要に応じて召集する。

(会議報告)

第5条 改定会議で協議決定した事項については、郡山市農業委員会に報告するものとする。

(事務局)

第6条 郡山市農業委員会に事務局を置く。

附 則

この要綱は、平成4年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。